令和８年度

財政援助団体等監査報告書

茂原市監査委員

茂 監 第 ５ ２ 号
令和８年１０月　６日

茂原市長　市原　淳　様

茂原市監査委員　　風　戸　博　恭
茂原市監査委員　　岡　澤　与志隆

財政援助団体等監査結果について

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条第１４項の規定により通知願います。

１　監査の対象

茂原商工会議所

令和７年度茂原市小規模事業経営支援事業費補助金

２　監査の期間

令和８年８月１４日から１０月６日まで

３　監査の方法

・着眼点（所管課）

・補助金の決定は法令等に適合しているか。

・補助金額の算定、交付方法、手続等は適正であるか。

・補助事業の履行確認及び実績報告の確認は適正であるか。

（財政援助団体）

・補助金が事業の目的に沿って適正に活用され、補助事業の効果を十分に上げているか。

・補助金の交付申請、実績報告等の手続きは適正であるか。

・補助金に係る帳簿、証拠書類、会計書類の作成及び保管状況は適正であるか。

・主な実施内容

所管課及び財政援助団体から提出された関係諸帳簿等を調査するとともに、説明を聴取した。

４　監査の結果及び意見

関係諸帳簿及び支出証拠書類等を照合した結果、見直し及び改善すべき点が認められたことから、対応を検討し、適正な事務の執行にあたられたい。

詳細については、次のとおりである。

（１）　監査対象団体　　茂原商工会議所　（所管課　商工観光課）

（２）　補助金の名称　　茂原市小規模事業経営支援事業費補助金

（３）　補助金の額　　１，７２０，２４５円

（４）　会議所の目的　　地区内における商工業者の共同会社を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

（５）　財務の状況　（令和７年度）

ア　補助金の交付申請等の事務手続き

交付要望書	令和　―年　―月　―日
内定通知書	令和　―年　―月　―日
交付申請書	令和　７年　８月２５日
決定通知書	令和　７年　８月２７日
概算払請求書	令和　７年１１月１２日
補助金の交付	令和　７年１２月　４日
実績報告書	令和　８年　３月３１日
確定通知書	令和　８年　３月３１日
補助金の返還（精算）	令和　８年　４月３０日

イ　収支決算状況　（単位：円）

収入			支出		
区分	予算現額	決算額	区分	予算現額	決算額
県協調補助金	31,002,000	34,115,089	人件費	30,116,000	27,538,906
市補助金	3,488,000	3,338,000	講習会開催費	4,984,000	5,062,061
手数料収入	200,000	239,475	金融指導事務費	235,000	164,113
雑収入	200,000	434,808	資質向上推進費	466,000	105,075
会議所繰入金	4,594,000	738,469	小規模施策普及費	0	0
委託費（日本商工会議所）	3,100,000	2,873,662	商工振興対策費	250,000	88,668
			指導用車両賃借料	0	368,955
			指導環境推進費	0	0
			小規模共済	2,000	880
			青年部活動推進費	800,000	800,000
			女性会活動推進費	400,000	400,000
			旅費	130,000	124,844
			事務費	555,000	473,658
			福利環境整備費	1,845,000	1,646,400
			地域経済活性化提案型事業	1,000	2,440,523
			諸制度改正に伴う専門家派遣等事業	300,000	247,720

			事業環境変化対応型事業	2,500,000	2,262,700
			中小企業等支援事業費	0	0
			茂原市補助金返戻金	0	0
			県補助金返戻金	0	15,000
合　　計	42,584,000	41,739,503	合　　計	42,584,000	41,739,503

収入決算額　　４１，７３９，５０３円
支出決算額　　４１，７３９，５０３円
差引金額　　０円

収入決算額に対する市補助金の割合は、４．１２％であり、執行率は、収入・支出ともに９８．０２％となっている。

（6）　意　　見

・茂原市小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」）の補助対象事業及び補助対象経費に係る具体的な市長が行うとされている指定・認定基準が不明確であり、また一部規定において見出しと本文の内容が相違している。

ついては、補助金執行の客観性や適正性を担保するため、補助事業の実態に応じた交付要綱の見直しについて検討されたい。

・商工観光課が行う補助金交付事務において、一部手続きの不備が認められたことから、事務手順等を改めて点検・見直しの上、適正な事務処理を図られたい。また、茂原商工会議所から提出された書類に一部不備や誤りが認められたことから、改めて必要書類の内容について、同商工会議所へ明示するとともに、審査を徹底し、適切な事務処理に努められたい。

市内中小事業者による商工業の経営環境は、国際情勢や経済状況の変化、経営者の高齢化、後継者不足等様々な変化に伴い、非常に厳しい状況にあると思われる。そのような状況であるからこそ、商工会議所の果たすべき役割は非常に大きなものがあると考えられる。商工業の安定した持続可能な経営は、本市の活性化にも欠かせない重要な要素であることから、市としても商工会議所と密接に連携しながら、適切な対応にあたられたい。

そのような状況において、小規模事業経営支援事業費補助金は本事業の実施における一助となっている。補助金の執行にあたっては、今後も交付要綱等に基づく適切な執行に努めるとともに、市財政状況を勘案しながら新たな支援体制の拡充や見直しについても商工会議所と連携しながら検討されたい。